

大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第32条の11 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式に準じて定めた納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～16 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第32条の12 略</p> <p>2 前項の場合には____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第32条の11 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_____に準じて定めた納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～16 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第32条の12 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて</p>

改正案	現 行
<p>計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第72条 略</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者が年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)、<u>当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第80条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けよう</p>	<p>計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第72条 略</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者が年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、<u>当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)</u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第80条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けよう</p>

改正案	現 行
<p>とする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第83条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式<u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続） 第83条 たばこ税の納税義務者は、法第481</p>	<p>とする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第83条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続） 第83条 たばこ税の納税義務者は、法第481</p>

改正案	現 行
<p>条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 略 (読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条 _____ の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条 _____ 」とする。</p>	<p>条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式 _____ に よる納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 略 (読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。</p>

改正案	現 行
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例</p>

改正案	現 行
<p>で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第32項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第33項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第38項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 略</p> <p>18 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する<u>特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第34項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第39項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 略</p> <p>18 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は、<u>0</u>とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～11 略</p>

改正案	現 行
<p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>14 略</p> <p>（<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合）</p> <p>第13条の3 <u>法附則第15条第32項</u>（都市計画法に関する部分に限る。）に規定する市の</p>	<p>現 行</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>13 略</p> <p>（<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合）</p> <p>第13条の3 <u>法附則第15条第33項</u>（都市計画法に関する部分に限る。）に規定する市の</p>

改正案	現 行
<p>条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第13条の4 <u>法附則第15条第33項</u>(都市計画法税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第13条の5 <u>法附則第15条第38項</u>(都市計画法税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画法税に関する読替規定)</p> <p>第16条 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画法税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第13条の4 <u>法附則第15条第34項</u>(都市計画法税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第13条の5 <u>法附則第15条第39項</u>(都市計画法税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画法税に関する読替規定)</p> <p>第16条 <u>法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画法税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p>第18条の2 <u>法第451条第1項第1号</u>(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(<u>附則第18条の6第3項において「特定期間」という。</u>)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さ</p>

改正案	現 行		
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第18条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第19条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両 番号の指定(次項から第4項までにおいて 「初回車両番号指定」という。)を受けた 月から起算して14年を経過した月の属す る年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割に係る第66条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。</p> <table border="1" data-bbox="167 1758 774 1825"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に 掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66 条の規定の適用については、当該軽自動 車が令和4年4月1日から令和8年3月31日</p>	略	<p>ない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第18条の2の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第18条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であって 乗用のものに対する第65条の5(第2号に 係る部分に限る。)及び前項の規定の適用 については、当該軽自動車の取得が特定 期間に行われたときに限り、これらの規 定中「100分の2」とあるのは、「100分の 1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第19条 法附則第30条第1項に規定する三 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両 番号の指定(次項から第8項までにおいて 「初回車両番号指定」という。)を受けた 月から起算して14年を経過した月の属す る年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割に係る第66条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。</p> <table border="1" data-bbox="813 1758 1420 1825"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に 掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66 条の規定の適用については、当該軽自動 車が令和2年4月1日から令和3年3月31日</p>	略
略			
略			

改正案	現 行													
<p>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分_____の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
略	略													
	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア（イ）</td> <td style="width: 30%;">3,900円</td> <td style="width: 30%;">2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア（ウ） a</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア（ウ） b</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア（イ）	3,900円	2,000円	第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第2号ア（イ）	3,900円	2,000円												
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円												
	10,800円	5,400円												
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円												
	5,000円	2,500円												
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、</p>													

改正案	現 行															
	<p data-bbox="842 257 1433 398">次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="810 412 1433 719"> <tr> <td data-bbox="810 412 1066 465">第2号ア（イ）</td> <td data-bbox="1067 412 1251 465">3,900円</td> <td data-bbox="1252 412 1433 465">3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 468 1066 521">第2号ア（ウ） a</td> <td data-bbox="1067 468 1251 521">6,900円</td> <td data-bbox="1252 468 1433 521">5,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 524 1066 577"></td> <td data-bbox="1067 524 1251 577">10,800円</td> <td data-bbox="1252 524 1433 577">8,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 580 1066 633">第2号ア（ウ） b</td> <td data-bbox="1067 580 1251 633">3,800円</td> <td data-bbox="1252 580 1433 633">2,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 636 1066 689"></td> <td data-bbox="1067 636 1251 689">5,000円</td> <td data-bbox="1252 636 1433 689">3,800円</td> </tr> </table> <p data-bbox="810 728 1433 1467">5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p data-bbox="810 1489 1433 2060">6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に</p>	第2号ア（イ）	3,900円	3,000円	第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円		10,800円	8,100円	第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第2号ア（イ）	3,900円	3,000円														
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														

改正案	現 行
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日</p>	<p>掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車</p> <p>_____</p> <p>_____（営業用の乗用のものに限る。） に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分</p> <p>_____の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分</p>

改正案	現 行
<p>の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第20条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）</p>	<p>の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第20条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）</p>

改正案	現 行
<p>に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第31条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号_____）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは</p>	<p>に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第31条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「<u>新型コロナウイルス感染症特例法</u>」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは</p>

改正案	現 行
<p>延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の8の規定を適用する。</p>	<p>延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の8の規定を適用する。</p>